

税理士
労働保険事務組合

後藤綜合経営事務所

源泉徴収票と法定調書

税理士 後藤真吾

2024年7月30日

原則は…？

1. 給与等の支払者は、年末調整の終了した各受給者に対し、「源泉徴収票」を2部作成しなければならない。
2. うち一部を法定調書合計表とともに翌年1月31日までに税務署に提出する必要がある。
3. うち一部を受給者に交付する必要がある。

例外的に 源泉徴収票を税務署に提出する必要がない場合とは…？

年末調整	区分	提出不要
受けた 給与等	法人の役員に支払う給与 (※相談役、顧問その他これに類するものを含む)	給与金額が150万円以下のもの
	弁護士、税理士等に支払う給与	給与金額が250万円以下のもの
	上記以外	給与金額が500万円以下のもの
受けていない 給与等	「扶養控除申告書」を提出した者 退職者、災害により被害を受けたため、源泉徴収の猶予または還付を受けた者に支払う給与	給与金額が250万円以下のもの (※法人の役員の場合は50万円以下のもの)
	上記以外	給与金額が50万円以下のもの